岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医師修学資金)

令和6年8月時点

※今後、内容が変更となる可能性があります

1 キャリア形成プログラム(岩手県医師修学資金)とは

将来地域医療に従事する意思を持ち、岩手医科大学医学部の地域枠入試制度により岩手医科大学医学部に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けた医師は、岩手県が策定したキャリア形成プログラム(医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画)の適用を受けることとなります(医療法規定)。

2 キャリア形成プログラムの詳細

(1) プログラム対象	岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠A(岩手県出身者枠)により同大学に入学し、
者	岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けて医師となった者
(2) プログラム期間	11 年間
	〇 診療科の専攻に関する制限はなし
	【参考】19 基本領域
(3) 診療科の制限	内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉
	科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成
	外科、リハビリテーション科、総合診療
(4) 勤務要件	【配置基本ルール】
	① 県内の臨床研修病院における臨床研修の実施(2年間)
	② 臨床研修後に公的基幹病院での従事(2年間)
	②
	第する公的基幹病院に配置する。
	○ 専攻診療科の研修のほか、プライマリーケアの総合診療スキルの習得研修
	(研修プログラムについては公的基幹病院で別途作成)もあわせて行う。
	(WIND TO DATE OF CIGARISETIME CARRETTED CONTROL CITY)
	③ 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外のプログラム対象施
	設への応援診療の実施(2年間)
	・ 公的基幹病院に勤務しながら原則週1~2日(応援先施設のニーズによりー
	定期間とすることも認める。)の公的基幹病院以外のプログラム対象施設への
	応援診療を基本とする。
	・ ②を経ずに③を実施することも認める。
	・ ②において県央・県南地域の医療機関(県立中央病院、県立中部病院、県立
	胆沢病院、県立磐井病院、盛岡市立病院、盛岡赤十字病院、北上済生会病院)
	に配置した養成医師は、原則として沿岸・県北地域の医療機関に配置する。
	 ④ 公的基幹病院以外のプログラム対象施設(その他公的医療機関)での従事(2
	年間)
	・プログラム対象者の専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外のプログラ
	ム対象施設に配置する。
	・ 週1日は、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を行うことも
	認める。

(4) 勤務要件 ⑤ 養成医師のプログラム満了後の医師としての方向性を考慮したプログラム対 (臨床研修後) 象施設での従事(3年間) のつづき ・プログラム満了後の県内勤務を見据え、プログラム対象者の専攻診療科を考 慮して配置する。 【配置基本ルールの運用】 ○ 上記に示した配置基本ルールについて、①の臨床研修後は、原則として、②を 最初に実施するものとし、③から⑤については、県内の医師不足の状況やプログ ラム対象者の個々の事情に応じて順番を適宜変更する場合がある。 また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定する。 ○ ②もしくは③における沿岸・県北部での従事義務(2年間)と④の従事義務を 同時に履行することはできない。 【例】沿岸部におけるその他公的医療機関での勤務は、④の履行として扱われる。 ○ ④の公的基幹病院以外でのプログラム対象施設での勤務より前に行われた 岩手県高度救命救急センター(岩手医科大学)での勤務については、1年間を限 度にプログラムの履行期間として認める。**【配置特例1】** ○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、③及び④につい て、地域周産期母子医療センター (公的基幹病院) での従事に代えることができ る。【配置特例2】 ○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、1年間を限度に 総合周産期母子医療センター(岩手医科大学)での勤務をプログラムの履行とし て認める。【配置特例3】 ○ ⑤の最後の1年間について、プログラム対象者が、プログラム満了後も引き続 き県内の地域医療に貢献する目的で行う研修や研究であると認められる場合は、 岩手医科大学附属病院などの民間医療機関での従事をプログラムの履行として 認める(翌年も県内医療機関等に勤務する場合に限る)。**【配置特例4】** プログラム対象者は、専門的な医学又は医療における必要な知識及び技術を習 得するため、プログラムの期間内にプログラム対象施設以外で研修を受けること ができるが、この期間は通算して6年を限度とし、キャリア形成プログラムの一 (5) プログラムの 時中断期間として取り扱うものとする。※【配置特例1、3、4を除く。】 一時中断 ○ 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱うもの とする。 ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含む。 (6) プログラム期間 ○ プログラム対象者のプログラム履行期間の身分については、配置先の医療機関 中の身分 の雇用による当該医療機関の職員とする。 ○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があって例外的にこれ に応じることが適当と認められるとき、その他必要と認めるときは、キャリア形 (7) プログラムの 成プログラムの適用を中途で解除する。 適用解除 ○ プログラムの適用が解除された場合、年率9%の利息を付して奨学金を返還す ることとなるもの。

沿岸・県北部の公的医療機関で、2年以上従事すること 6年目 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 岩手県内 岩手県内 岩手県内 岩手県内 岩手県内 岩手県内 公的基幹 公的基幹 基幹病院 基幹病院 臨床研修 臨床研修 + 中小病院 + 中小病院 病院 病院 病院 病院 診療応援 診療応援 専門研修プログラムの履修

中小病院勤務の前に行われた高度救命 救急センター(岩手医科大学)での勤 務については、1年間を限度にプログラム の履行として認める。 産科もしくは小児科を専攻した場合には、 1年間を限度に総合周産期母子医療センター(岩手医科大学)での勤務をプログラムの履行として認める。

通算して6年間を限度に、専門医の資格取得等のためにプログラムを中断することが可能

フ年目

中小病院

岩手県内

8年目

岩手県内 中小病院 9年目

岩手県内 基幹病院 又は 中小病院 10年目

岩手県内 基幹病院 又は 中小病院 11年目

岩手県内 基幹病院 又は 中小病院

専攻診療科によらず、公的基幹病院以外の公 的医療機関(中小病院)で2年間従事する。 この場合、週1日は公的基幹病院又は医育 機関で専攻診療科研修の補充を実施する。

配置特例

産科もしくは小児科を専攻した場合には、 中小病院での従事期間について、地域周 産期母子医療センター (公的基幹病 院) での従事に代えることができる。 プログラム満了後も引き続き県内の地域医療に 貢献する目的で行う研修や研究であると認められる場合は、岩手医科大学などの民間医療機関での従事をプログラムの履行として認める(翌年も県内医療機関等に勤務する場合に限る)。

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関

- 公的基幹病院: ◆◇県立病院
 - ★その他の病院
- その他医療機関:■□県立病院 ●○その他の病院
 - ▲△診療所
- •「CI: 地域診療センター

岩手県キャリア形成プログラム

(地域枠 A 岩手県医師修学資金)

研修·勤務先 ※1

① 臨床研修 (2年)

臨床研修後の勤務との連動を 図るため、県内研修病院で実施

備考



専門研修・大学院等(通算6年可)※2 産科若しくは小児科を専攻した場合は、1年間 を限度に総合周産期母子医療センター(岩手医 大)での勤務を義務履行として認める。

- ② 公的基幹病院勤務 (2年)
- 養成医師の専攻診療科を考慮 して、当該診療科に関する指導 医が在籍する公的基幹病院に配
- 専攻診療科の研修のほか、診 療所レベル等の勤務において必 要なプライマリケアの総合診療 的スキルの習得研修も実施。

プログラム履行先

- <①臨床研修病院:12病院>
- ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院
- ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院
- ★北上済生会病院 ★盛岡赤十字病院
- ★盛岡市立病院
- ◇大船渡病院 ◇宮古病院
- ◇久慈病院 ◇二戸病院

<②公的基幹病院:11 病院>

岩手医科大学附属病院以外の臨床研修 病院に同じ



専門研修・ 大学院等

②③通算して 2 年間以上は、県北・ 沿岸部の医療機関で勤務すること

③ 公的基幹病院勤務 +その他医療機関への 応援診療(2年)

公的基幹病院に勤務しなが ら、週1~2日をその他公的医 療機関で勤務



専門研修·大学院等

産科もしくは小児科を専攻し た場合は、③④の期間にお いても、地域周産期母子医 療センター(公的基幹病院) での勤務が可能。

- ④ その他医療機関勤務 (2年)
- 専攻診療科によらず、原則公 的基幹病院以外の医療機関に配 置。
- その他医療機関で勤務を行な いながら週1日、公的基幹病院 又は医育機関で専攻診療科研修 の補充を実施。



専門研修·大学院等

- ⑤ 公的基幹病院又は、 その他医療機関勤務 (3年)
- 義務終了後の県内勤務を見据 え、養成医師の希望を踏まえ配 置。

岩手県高度救命救急センター(岩手医科大 学)での研修については、4の勤務前に行 った場合のみ、1年間を限度にプログラム対 象期間に含める。

<④その他医療機関:52 機関>

- ●八幡平市立病院 ●葛巻病院
- ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院
- ●まごころ病院 ●藤沢病院
- ○済生会岩泉病院 ○種市病院
- ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央(遠野)
- ▲前沢 ▲衣川 ▲金ケ崎 ▲猿沢
- ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜
- △広田 △二又 △田老 △新里
- △川井 △田野畑 △山形 △普代
- △大野 △金田一 △浄法寺
- △済生会陸前高田
- ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院
- ■南光病院 ■大東病院
- ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院
- □山田病院
- □一戸病院 □軽米病院
- ■療育センター
- ■いわてリハビリテーションセンター
- ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C
- ▲花泉C △住田C △九戸C
- ※1 ②~⑤の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。
- ※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。
- ※3 プログラム履行先は、臨床研修病院の指定状況等に応じて見直しとなる場合があります。

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医療局医師奨学資金)

令和6年8月時点

※今後、内容が変更となる可能性があるもの

1 キャリア形成プログラム(岩手県医療局医師奨学資金)とは

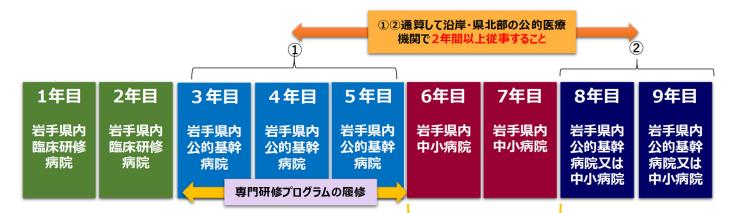
将来地域医療に従事する意思を持ち、地域枠入試制度により岩手医科大学医学部若しくは東北大学医学部に入学し、岩手県医療局から奨学資金の貸与を受けた医師は、岩手県医療局が策定したキャリア形成プログラム(医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画)の適用を受けることとなります(医療法規定)。

2 キャリア形成プログラムの概要

	次の地域枠入試制度により入学し、岩手県医療局から医療局医師奨学資金の貸与を
	受けて医師となった者
(1) プログラム対象	①岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠B(東北出身者枠)(以下、「地域枠B」と
者	いう。)
	②岩手医科大学一般選抜地域枠C(全国枠)(以下、「地域枠C」という。)
	③東北大学医学部医学科岩手県地域枠入試(以下、「東北大地域枠」という。)
(2) プログラム期間	原則9年間
	制限なし
	【参考】19 基本領域
(3) 診療科の制限	内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、
	耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、
	臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療
(4) 勤務要件	 ① 臨床研修(2年間)は県内の臨床研修病院で行うこと。 ② 公的基幹病院で3年間勤務すること。 ③ その他医療機関で2年間勤務すること。(規模要件) ④ 公的基幹病院又はその他医療機関で2年間勤務すること。 ※1 ②と④通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること。(地域要件) ※2 地域要件と規模要件の同時履行はできません。 ※3 産科もしくは小児科を専攻した場合は、規模要件について、地域周産期母子医療センターでの勤務に代えることができます。
(5) プログラムの	〇 医師としてのキャリア形成(専門医資格や学位取得等)を目的とする大学等で
一時中断	の研修は、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱い、通算して 6
	年間を限度に認めるものとします。

	O 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱います。
	ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含みます。
(6) プログラムの 適用解除	〇 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があって例外的にこれ
	に応じることが適当と認められるとき、その他必要と認められるときは、キャリ
	ア形成プログラムの適用を中途で解除します。
	〇 プログラムの適用が解除された場合は、年率9%の利息を付して奨学金を返還
	することとなります。

3 キャリア形成プログラムの履行例



専攻診療科によらず、公的基幹病院以外の公的医療機関(中小病院)で2年間従事する。 この場合、週1日は公的基幹病院又は医育機関で 専攻診療科研修の補充を実施する。

配置特例

産科もしくは小児科を専攻した場合には、中小病院での従事期間について、地域周産期母子 医療センター (公的基幹病院) での従事に代えることができる。

岩手県キャリア形成プログラム

 その他医療機関:■□県立病院 ●○その他の病院 ▲△診療所
 「C」:地域診療センター

公的基幹病院: ◆◇県立病院

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関

▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜

△川井 △田野畑 △山形 △普代

△広田 △二又 △田老 △新里

△大野 △金田一 △浄法寺

★その他の病院

5手県千ヤリど形成ノロクラム (地域枠B、地域枠C及び東北大地域枠)

④ 公的基幹病院又は、

(2年)

その他医療機関勤務

勤務先 ※1 備考 勤務先の具体例 ○ 臨床研修後の勤務との連動を図 <①臨床研修病院:12病院> ① 臨床研修 るため、県内研修病院で実施 ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 (2年) ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 専門研修・大学院等※2 ★北上済生会病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ○ 養成医師の専攻診療科を考慮し ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院 て、当該診療科に関する指導医が 在籍する公的基幹病院に配置。 ② 公的基幹病院勤務 <②公的基幹病院:9病院> ○ 専攻診療科の研修のほか、診療 (3年) 臨床研修病院のうち県立病院及び盛 所レベル等の勤務において必要な 岡市立病院 ※3 プライマリケアの総合診療的スキ ルの習得研修も実施。 24通算して2年間以上は、県北・ 専門研修・ 大学院等※2 沿岸部の医療機関で勤務すること <③その他医療機関:50機関> ○ 専攻診療科によらず、原則公 ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 的基幹病院以外の医療機関に ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 配置。 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ただし、産科もしくは小児科 ■療育センター を専攻した場合は、③の期間に ■いわてリハビリテーションセンター ③ その他医療機関勤務 おいても、地域周産期母子医療 ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C (2年) センター (公的基幹病院) での ▲花泉C △住田C △九戸C 勤務が可能。 ○ その他医療機関で勤務を行 ●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ないながら週1日、公的基幹病 ●西和賀さわうち病院 院又は医育機関で専攻診療科 ●総合水沢病院 研修の補充を実施。 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○種市病院 ▲安代 ▲田山 専門研修・大学院等※2 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ケ崎 ▲猿沢

- %1 ② \sim 4の勤務の順番の入れ替えは可能です。また、各医療機関でのプログラム履修は1か月単位で認められます。
- ※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修が通算6年間認められます。

○ 義務終了後の県内勤務を見据

え、養成医師の希望を踏まえ配置。

- ※3 市町村立病院での勤務は、貸付期間の3分の1を超えない期間を限度とします。
- ※4 勤務先の具体例は、臨床研修病院の指定状況等に応じて見直しとなる場合があります。